

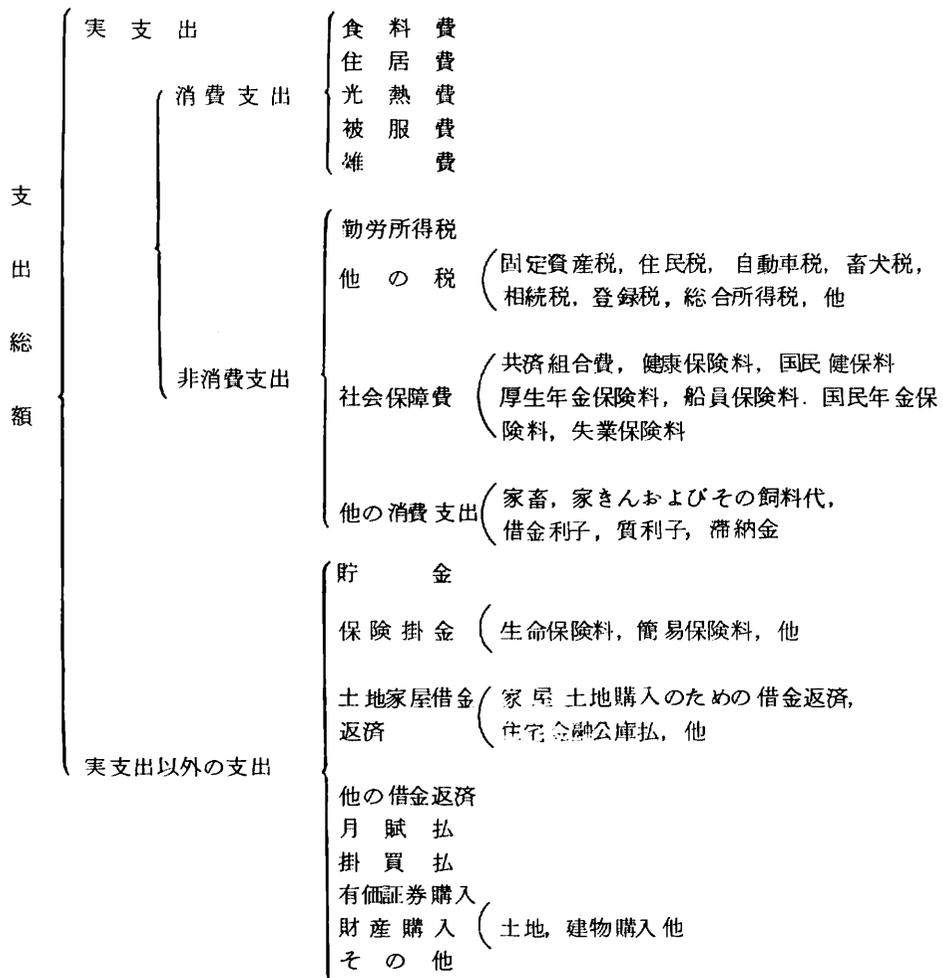
附 属 資 料

解 説

ここに訳出掲載する資料1～3はいずれも、いわゆる非消費支出ないしは実支出以外の支出に属する家計支出項目を消費者物価指数ないし生計費指数にふくめるべきか否か、ふくめるとした場合どのような手続きをとるべきかという問題をとりあげた代表的な二つの論文と報告の一部である。

問題の意味を明らかにするべく少しく解説を加えよう。

まずここにいう非消費支出等、は現在の家計調査における収支項目分類に出てくる名称であり、現在のわが国の分類は表のとおりである。



そして現行の消費者物価指数は次の処理となつている。「消費者物価指数は、生活費におよぼす物価の影響を測定することを目的としており、ウェイトに採用する品目の範囲は家計消費支出の範囲に限定している。したがつて、税金や社会保障費などの非消費支出、貯金、保険掛金、有価証券購入、財産購入などの実支出以外の支出はその範囲にふくまれていない」（統計局『消費者物価指数年報』）。但し注意すべきは、自動車保険料（損害賠償責任保険料）が消費支出の雑費項目にあつて指数にウェイトと価格がとられており、火災保険料と他の損害保険料とが、同じく雑費の項目としてあり、両方のウェイトがとられたいうで、その価格は火災保険料をもつて代表させるという処理がなされている。

さて、ここでわが国における統計局指数を批判的に検討する流れのなかから、これら非消費支出および実支出以外の支出のいくつかの項目は指数にふくむべきであるとの見解が出された。その論拠としては、(i)家計支出で大きなウェイトをしめてきており、避けることの出来ない支出であること（非消費支出等を除外した現行指数を以て、名目賃金総額（可処分所得ではない）を除き実質賃金を算出することは不当であるとの主張とも関連する）。(ii)家屋・土地購入は消費手段の購入である。(iii)非消費支出、実支出以外の支出と消費支出との諸項目区分は明確ではない。(iv)消費支出の対象となる主として公的に供給される財貨・サービス等（例えば学校給食費、公営住宅、診療代、清掃代）の価格が据え置かれたり、大きくは上昇しなかつたりして、いわゆる物価上昇はわづかであるとしても、一方で税金健保料等の負担が増大していることがあれば、これは家計にとっては負担増すなわち実質値上げになる、等があるかと思われる。

これに対して、なお指数の範囲は消費支出に限定すべきであるとする側は、マーケット・バスケットの内容固定という見地から、税金等を公的サービスの価格としてみた場合、公的サービスの質と量を固定してとらえないし、これら支出項目の価格をとらえることができない、という点を主たる反論としているようである。

こういつたやりとりはわが国だけでなく既に国際的にも行なわれてきている。そしてCPIに国際的なフレーム・ワークを与えるILOでの公式決議は、実務的手続きをふくめて引続きの検討を呼びかけるところで終つている（1962年10月、第10回国際労働統計家会議）。ここではILOのこの決議の背景となつたレポートからの抜粋（資料2.）と、ILOないし国際的な検討の出発の時期にあたる1925年のノート（資料1.）さらに、国際的に影響力をもち、CPIについてはかなり大がかりな検討をオープンな形で継続しているアメリカ労働統計局の雑誌に載つた論文（資料3.）とをとりあげた。1、3は指数に組み込む手続き論を展開している点で、また2は各国の状況を伝えていて興味深いといえる。

さらに資料 4 は、ILO 国際統計家会議における生計費指数、消費者物価指数に関する、第 2 回(1925 年)、第 6 回(1947 年)、第 9 回(1957 年)、第 10 回(1962 年)の決議である。現行統計局指数を評価検討するうえで、あるべき指数を考えるうえで参考になると思われる。

資料 1

生計費指数計算に「直接税」項目を含めること、およびそこで適用される諸方法についてのノート

(Note on the Inclusion of the Item "Direct Taxation" in the Calculation of Index Numbers of the Cost of Living and the Methods which may be Applied. ILO ; Studies and reports , Series N.No. 6 "Methods of Compiling Cost of Living Index Numbers" 1925, Appendix I)

直接課税への支出は、個々人の通常の支出項目の一つであるから、生計費の変化を測定するときに、直接税を考慮すべきことは明らかである⁽¹⁾。(1)「間接」税の場合には、その税額が諸商品の価格にふくめられるので、特別の困難は生じない)。しかし税は、他のほとんどの支出と形がちがう。というのは税は個人の自由な選択をうけるのではなく、法律あるいは他の規則によつて統制されているからである。税は需給法則によつては決定されない。ふつう相異なる人に対して税額を定めるときには、所得の大きさが考慮されるのである。種々の実際上の困難と、多くの国でこの項目は総支出のうちで相対的に小さな割合しかしめないという事実から、多くの生計費指数は、直接税への支出を考慮せずに計算されている。

税についてのいかなる理論をとるにせよ、税が個人の生活費の一部(part of the budget)であるし、課税のいかなる変化も、それが貨幣の購買力の変化と密接に対応していない限り、一つの例外を除いては生活費の一変化を意味する。その例外とは、以前には個人が提供した財貨あるいはサービスを国が支給し、そして以前には価格に対して払つていたと同じ額まで税が増加する場合である。税額の変化の測定法を考える場合、考慮されている期間には、国あるいは他の公的権力が提供する財貨やサービスの量は変化しないものと仮定されるであろう。提供される財貨やサービスの量に増減があつた場合の「税」項目に適用されている「ウェイト」を変える必要性についての問題は、生計費指数算定の目的からして、生計費指数の基礎となる生活費にふくまれる他の何らかの財貨とサービスの相対的消費量に変化がある場合と同じ方向で考えられるべきである。国や公的権力が提供する

財貨やサービスの量を不変と仮定するのは、二つの異なつた問題についての混同を避けるためである。

ここで、税の変化を測定するという特殊な問題を考えるのであるが、大部分の他の財貨やサービスの諸価格の変化を測定するときにはふつう出くわさない一つの困難が生じることには注意すべきである。たとえば、パンの価格は購入者の所得が100ポンドであろうが1000ポンドであろうが、ふつう変わらない。医者や歯科医による治療のようなあるサービスの場合には、時たま区別があつて、実質的には同等のサービスに対して、高所得者と考えられる人には高い料金が課せられる。税の場合には、殆んどの国で累進制が一般的にしかれており高所得者には高率の税が課せられている。主としてこのことによつて、税の変化を測定することが困難になつている。次節では三つの理論的に可能な測定法が与えられるがそこではこの困難が考慮される。

直接税の変化を測定する方法

以下では三つの方法を取りあげ、次のデータで解説しよう。すなわちある与えられた国で税を除外した生計費指数が1914年から1923年にかけて100から200に上昇し、1914年の税率(scale of taxation)は、2000フランの所得の者が直接税として250フラン、4000フランの所得の者が150フランを払つているものとする。

方法 1. この方法では、法律や政令によつて定められる税率における変化のみに注目し社会の種々の構成員の実際の所得を考慮に入れない。したがつて1914年から1923年にかけて税率に変化がなければ、1914年を100とする生計費指数は1923年には100のままである。もし税率が20%上昇し、このため1914年に50フランを払つた所得2000フランの者は今では60フランを払い、1914年に150フランを払つた所得4000フランの者は今では180フランを払うことになれば、1923年の税指数は1914年の100を基準にして120である。税率の異なる等級での変更が、異なつた比率で行なわれるところでは、この方法の適用が困難なことは明らかである。さらに、この方法は社会の実際の所得水準を考慮していない点でも不十分である。

方法 2. 第二の方法は、生計費が変るとともに名目所得が変り、社会の種々の構成員が税率のちがう名目所得グループへ移行するという事実に注目する。たとえば、ある人の1914年の所得が2000フランであり、その所得が生計費に比例して増加したとすると、1923年には彼の所得は4000フランになるであろう。彼は1914年には直接税として50フランを払い、そして税率が変らなければ、1923年には150フランを払うであらう。

う。すなわち彼の税への支出をあらわす指数は1914年=300となろう。税率のどのような変化も容易に考慮に入れうる。この点を考慮に入れた場合には、税率における変化と、その率の下での名目所得における変化との両方を考慮したことになる。

方法 3. 第三の方法は、相異なる時点での実質 (real) の税負担に注目する。だから、1923年における所得の価値と税支払い額が、その税率の下での名目所得の変化を考慮に入れつつ、1914年における価値の通貨単位に還元される。その結果、もしある人が1914年の2000フランの所得グループから1923年の4000フランの所得グループへ上昇したとすると、1923年の彼の所得の実質の価値は、1914年の2000フランの所得の価値に等しい。彼は税として150フラン、すなわち1914年の同じ価値としては75フランを支払う。彼は1914年には実際には50フランを払つたのであるから、税の指数は1914年=100、1923年=150である。税率の変化はこの方法では容易に考慮に入れうる。1923年の貨幣単位を、1914年の貨幣単位の価値に還元する際に、「税」項目をふくめていない生計費指数が用いられていることに注意すべきである。

結 論

生計費の一項目としての税の変化を測定するという目的のためには、明らかに方法2を用いるべきである。第1の方法は、税率の変化だけに注目するとき意味をもち、第3の方法は実質の税における変化を測定することが望まれる場合に利用されるであろう。方法2によつて測定された税の指数が、税を除外した生計費指数とちがうときには、税率を変えることが望ましいと考えることに根拠があるのだ、という点に注意すべきである。また、他の事情が変わらないとすれば、方法3によつてえられた結果は、ちがつた時点においても変わらないであろう。

生計費指数は現実の諸条件に調和するように生活費を基礎としているのであるが、この生活費のうちの「税」項目に付されているウェイトを変えるという問題は、税の実質支払い額 (the real cost of taxation) が増加したときに考慮されるべきであろう。

資料 2

保険、租税、利子率について

(ILOの報告^xの關係個所の抜粋)

[※ International Labour Office "COMPUTATION OF CONSUMER PRICE INDICES (Special Problems)," 10th International Conference of Labour Statisticians, Report IV, PP 142, 1962.

III The Operational Framework, 7 Insurance and Taxation, (PP. 69~74)

IV Problems, 11 Rate of Interest (PP. 110~112)

12 Insurance (PP. 112~114), 13 Taxation (PP. 114~116)]

7. 保険と租税

(a) 保険諸項目の算入と価格づけ

消費者物価指数系列に何らかのタイプの保険を含めている国の数は多くはない(回答数の $\frac{1}{4}$ をわずかに越える。しかし保険をふくめることによつて生じる実際上の諸困難だけでなく関連する概念的諸問題も、指数作成者にとつて共通の関心事であり、次章でとりあげられる特殊な諸問題の一つとされてきた。

貯蓄は将来の支出に関するものであるから生命保険を消費者物価指数にふくむのは適切でないとする点では殆んどの人が一致している。

失業保険も、それが雇主によつて支払われる場合が多いという事実は別として、将来の支出にむけての一経費とみなしうる。(それが安全のための現在の費用とみなされないかぎり……)。健康保険は、その実際費用を分離するために保険料から利益を差し引く方法は何かさらに、診察料、薬代、入院料の変化をより適切に直接かくとくする方法は何かというむずかしい問題をもっている。

保険諸項目が他の項目の使用費用の一部である場合に関連性が大きくなる。火災、盗難、事故保険は、家や自動車等の所有に伴う運用および維持費用の一部とみてよい。したがつてそれら保険諸項目は、指数母集団の支出パターンに関連する限りで指数にふくめることは適当であると思われる。

国際労働事務局は純粋な保険費用と貯蓄部分を分離する手続きをふくめて生命保険をふくめること、財産保険の取扱い、保険諸項目の価格づけに関して疑問を出した。以下は、これら保険諸項目のうち少なくともいくつかを指数にふくめている諸国（生命保険をふくめている二カ国をふくめて）から送られてきたものである。

(i) オーストラリア 財産保険は指数にふくめておらず、そのウェイトも関連項目にふくめていない。(自動車運転に強制的に付随する)第三者保険は他人に対する障害にあてられるがこれは指数項目としてふくめられている。その保険料は他の項目についてと同様に、すなわち不変の基準による表現で価格づけされる。

(ii) カナダ 保険項目は受けとる利益の形態に応じてふくめられた。特定の支出に見合う請求に対して支払いがあるときにはその保険はふくめられた。財貨とサービスの明確な量との関連なしに支払いが行なわれたときにはその保険は除外された。かくして生命保険、失業保険、疾病や事故に際して収入を維持するための保険への支払保険料は指数から除外されている。これら保険証書の額面価格は、将来の購買力をあらわしており、これは財貨とサービスの不変量によつて認定できないものである。指数は財産保険への支出、治療の事前払いを考慮に入れていない。これらのタイプの保険は「取替え」の保証をあらわす。財産保険の保険料は、事故や火災や盗難のような場合に、財貨を明示された限度まで復元するかあるいは取替える保証の価格と考えられる。同じように治療の事前払い料は、医療サービスについての取り決められた最大限の量の価格である。

(iii) デンマーク 保険料については、自動車保険料のみがふくまれている（住宅保険は家賃を通じて間接的にふくまれる）。これとの関連において、自動車第三者強制保険の保険料は自動車の重量に応じた年次租税と同じ課税とみなしてよからう。自動車の損失（Loss）あるいは破損の保険に関する保険料は修繕の価格とみなされている。（保険料率は修繕価格によつて異なり、破損の場合には被保険者は金を受けとらず、保険会社が修理人に直接支払う）。

(iv) フィンランド 不動産火災保険は住居費グループにふくまれている。動産保険（火災や盗難の保険）は、雑費グループのうちの一つの特定サブグループにふくまれている。保険諸項目の価格は貨幣価値と保険をかけた財産の保険料金表の変化を基礎にしてつけられる。

(v) フランス 財産保険のウェイトが財産の適切なウェイトと結びつけられたことはこれまでなく、火災（家屋）と事故（自動車）保険のウェイトとしてあつただけである。標準的な火災保険証書には価格がつけられている、すなわち自動車についての無限第三者保険料金表の一つのサンプルが用いられているのである。

- (vi) ドイツ(連邦共和国) 私病保険は特定の給付について価格づけられている。
- (vii) イラン 保険費用はイランでは非常に稀である。世帯が家屋保険を購入する程度まで、それは家屋所有者の購入価格にふくめられそして地代指数に算入される。
- (viii) オランダ 生命保険は指数にふくめられてるが、純粋な保険費用と貯蓄とをわける試みはない。諸財産保険はそれぞれ価格指数にふくまれている。それらのウエイトは家計調査にもとづいて与えられる。個人保険への支出額は、保険料の変化と保険契約額変化とで決まる。
- (ix) ノルウェー 家屋への支出についての各年末に行なわれる特別調査も保険をふくめた。私有の自動車に対する保険は指数の価格基準にふくまれている自動車のタイプにもとづいて計算される。
- (x) 南アフリカ共和国 財産保険は家屋所有者の費用と自動車運転にふくめられる。平均的評価をもつ私的住宅については、住居所有者の損害を総合的にカバーする保険料が指数に使用される。自動車については、強制的第三者保険の料金が用いられ、さらに特定の型の自動車に対しての総合的に損害をカバーする保険料金も用いられている。
- (xi) スペイン 生命保険がふくまれているが、貯蓄的要因を見積るという試みはない。財産保険は保険をつけた品目とは別個に扱われている。価格は保険料に基いてつけられている。
- (xii) 連合王国 大部分のこれらのタイプの支出(たとえば、生命保険料、国民保険分担金(National Insurance contributions)、年金基金支払い、住居所有保険料、建物保険)は現行指数のウエイトの様式からは除外されている。これは主として、なされた支払いへの見返りであるサービスの性格が変化するものであり、かつ測定しえないものもあること、そしてその価格が日々測定される「単位」を同一のものと見分けることが困難もしくは不可能であることによる。生命保険料、年金基金への支払い等は大部分が貯蓄の性格あるいは支出の延期という性格をもつとみなされる。同じく火災、盗難保険等の料金も購買力の移転をあらわす、というのはそういつた料金の主たる部分は全体としてみれば同じ期間にあつた支払い請求でひきだされた貨幣のうちから、特定の財貨とサービスへの支出された額と近似的にバランスしているからである。
- (xiii) 合衆国 財産保険は別項目として扱われている。
- 家屋に対しての住宅火災及びより広いカバレツジの保険の価格は、公共消火栓から特定距離内で普通住宅地域内にあり、煉瓦構造の単一世帯住居の二つのタイプについて、1000ドルあたりの3カ年料金として毎年とられている。自動車責任保険と自動車の物的損害保険

については特定の危険に対する年次料金として保険便覧から価格をとっている。

(b) 間接税負担

このテーマはいくらか詳細に次章で検討されるのであるが、これまでも統計家と経済学者との間でかなりの論議的となってきた。政府支出は一国内では直接税と間接税という二つの流入によつてまかなわれる。間接税は生産及び分配の種々の段階から国内消費税、卸売税さらに小売税の形で徴収される。しかし、消費者が間接税の大部分を負担させられているということはありえないことではない。というのは生産者は普通、消費税を最後の購入者にまわすため価格値上げする傾向をもつからである。そこで、消費者は特定の財貨やサービスとともに、地方公共団体の意によつて政府が配置する相異なる組合わせの広く普及した財貨とサービスを「購入」するのである。このために、消費者は二つの勘定の下ですなわち、直接的に（たとえば所得税、財産税等で）、また間接的に（小売税で）支払うのである。後の場合には、財貨の購入ごとに、その価格はその品目そのものの価値プラス知りえない量の全くちがつた項目（たとえば国防）の価値の一部とから構成されているであろう。間接税と消費者に渡される財貨の対応する部分との間に価格数量の関係がないこと、これに加えて購入行為も購入物もともに選択できないことによつて、このタイプの交換は現行の消費者価値指数のフレームワークの下では測定しえないカテゴリーのものといえる。

わずかの国では、間接税負担を消費者物価の構成部分として確めることが企てられたが、事務局が受けとつた回答の圧倒的多数の示すところでは、この方向での企てがないかあるいはこの問題が考察されたことさえない。以下に示す各国からの情報やコメントはこの問題に対するいくつかの特徴的な姿勢を反映している。

(j) カナダ 指数は特定の世帯が購入する財貨やサービスのある不変量についてその市場価格の変化を測定するものであり、財貨とサービスの市場価格にふくまれている税だけは指数にふくまれる。商品価格の固有の部分形成しない税は除外される。売上税と国内消費税は市場価格の固有の部分なので、消費者はそれらの税に従属している財貨やサービスに対して支払わなければならない。……理論的には売上税や国内消費税と引換えに提供される財貨やサービスについてその数量の変化を考慮した調整が必要である。しかし実際にはそういった調整はできない。というのは提供されている財貨とサービスについて、それらの平均価格の変化とは区別して、平均的な数量と質との変化の影響を示すために、政府支出の変化を分類することは不可能だからである。

財産税は家屋所有の価格の一部をなし、そのようなものとして指数のかくれた構成部分にふくめられてきた。財産税の見返りに防火、学校、道路や類似のサービスの形で与えられるサービスは変化するが、地方の改良税を除いたそういった税の変化は、相対的に不変の財貨やサービスのバスケットの価格変化が公正に示しているとみてよい。

所得税は支払いがなされるかあるいはサービスをうけとるという形では特定の財貨やサービスとは結びついておらず、指数にはふくまれていない。

(ii) ドイツ(連邦共和国) タバコとアルコールの小売価格にしろる税の割合は大変高いので税率の変化はそれら品目の価格変化の動向を決定づけた。これによつて総合指数とタバコとアルコールについてのグループ指数との大きなちがいが説明される。

(iii) ギリシャ 消費者物価に対する間接税の影響の事後的研究が行なわれつつある。

(iv) インド 多くの品目がある場合に、価格の中から間接税を分離することが困難であるために、精確で直接的な推定は行なわれたことがない。

(v) スエーデン 1958年に、国民勘定の側からのイニシヤテイヴで、間接税を除外した特別指数を作成する問題についての特別委員会が作られた。委員会は、もし間接税についての何らかの一覧表が導入されなければ、この方法で長期においておこつたであろう価格レベルへ到達できないことを見出した。しかし、しばしば特別計算がいくつかなされた。たとえば1960年のはじめには4.3%の一般売上税をとり入れて、この税による価格レベルの上昇を確認することが企てられた。

デンマークが消費者物価に間接税負担の推定値を用意していること、ノルウェーが消費者物価指数を間接税総額と純額とで計算していることがわかっているが、これら二つの興味ある例の詳細を与えるに利用しうる十分な情報を事務局はもっていない。

11 利 子 率^{※1} (※参照 第V章, 決議案, 11 節)

この題の下の諸問題は前二章で既に論じたいいくつかの問題と密接に結びついており、一般的文献参照はそれらに対してなされる。現在の前後関係で関連する項は次のような問題に対応している、すなわち消費者物価指数は耐久財の購入のための抵当やローンへの利子率の変化(例えばローンの分割払い)を反映するべきか? 反映すべきとするなら、実際に支払われている現在の一時的利子率を考えるべきかそれとも新しい抵当に適用しうる利子率だけでよいか? 選択した手続きを消費者が支払う相異なる種類の利子に対して均一に適用すべきなのか?

利子率すなわち貨幣利用の価格は、消費目的で締結されるローンに関係する限りで、消費者物価にふくめられるべきであろう。大部分の消費者物価指数の通常の枠組みでは、利子率は現在の借用の価格の変化を、参照する期間の対応する価格と比較して測定するものである。この種のサービスのウェイトと価格をどうとるべきかに関して生じる問題は次の問題、すなわち (a)投資目的のみで契約された負債とときはなして消費の必要を満たすために契約された負債を識別すること、(b)適切な価格資料を入手しうる制度的な場を設置すること、に還元される。

最も耐久的な財、特にかなり耐久的な財に付される資産価値のちがいは、そういったサービスを生む商品の購入との関連で扱われるべきである。

担保や分割ローン及び割賦購入方式の利子をいかに扱うべきかの決定は、諸商品そのものを取り扱うために選ばれた基準、たとえば商品を、先ず投資目的に購入されたとみるか、消費目的に購入されたとみるか、にもとづくべきである。他方で、投資にのみかかわる負債（例えば債券や株式の購入）の利息あるいは企業の操業のための負債はこの指数にふくめるべきではない。さらに借入資本の運用のなかに非消費的な要素が隠れていることにも注意すべきである。かくして、例えば、抵当は家屋以外のものの購入資金をうるために設定され、したがって家計調査で記録されている抵当の利息の支払いは、そのすべてが必ずしも家屋の購入と結びついていないし、いくつかの利息支払いは指数にはぜんぜんふくまれていない。

多くの国においては、ローンの貸付元はおほとんど制度化されていない。このため正確な情報をうることあるいはそういったローンに付される利子率や他の諸条件の変化を測定することはむづかしい。これらの状況の下では、現在の一般利子率や新しいローンにだけ適用される利子というものは少ししか意味をもたない。当然のことであるが、緊急のために“友人”や金貸しから、ふつうかなり高い利率で小額の金を借りることが指数の母集団においてよくある国では、その指数に「ローンに対する利息」の項目をふくめてはいない。

合衆国では、価格統計検討委員会が「合衆国の消費者物価指数において、あらゆる未払いの抵当への平均的利率を、新しい抵当への利率でおきかえるべきこと、そして商品の購入に関しであろうとなかろうと、消費者が支払うその他の利息についても同じ扱いをするべきこと」を勧告した。そして一方で、消費者は現在の行動の下では明らかに、「負債契約全期間にわたる負債を、その契約をかわすときには払い戻さない、というサービスを『購入している』とみうる」点に注意した。この委員会は「このようにして測定された借入れの費用は、平均的な消費者に生じる実際費用の日々あるいは年々の変化を反映しない」という意見をもっていた。^{※2}

(※2参照。U. S. Government Price Statistics, Congressional Hearings, 87 Congress, 1961, Part, P. 47)

これに関連する合衆国の労働統計局の声明は次のとおりである。*3 「元利両方に対する抵当への月々の支払いは、初期のある時期に完了した取引きの分割払いと利息とに対応する。この取引きは、分割払いが行なわれるときではなく、価格が決定した最初の販売の時点に完了していると考えられる。したがって、抵当利息に対する価格は、家屋購入時点で契約された利息総額の価格である。そして、この指数にとつての利息の変化とは、新しい現在の家屋に対する新しいローンの市場価値変化と利息変化との所産である。価格統計検討委員会の報告は、代りに、すべての未払いの担保への利率の平均を利用することを勧めている。(労働統計)局は担保利息は現在の家屋所有者に対する固定費用であり、その人の生計費における一要因であることを認めている、しかし現在の家屋所有者に対する担保利息を一定不変のものとして維持することは、現在購入される財貨とサービスの価格変化の一つの測度として定義される指数にとつては妥当ではない。いしかえれば、消費者物価指数は、指数のマーケット・バスケットを購入するのに今日では基準年よりどれだけ多くかかるのかを測るのであつて、平均的な家族が生活するのにどれだけ多く要するかを測るものではない」。(※3参照 第三章 7(a)節)

他の権威(例えばアレンやブラウン)は、利子率は消費者物価指数にはふくめるべきではないとの意見をもっている。担保への利息についての論議によれば、ひとたび家主の住んでいる家屋について、(償却をふくめて)のウエイトが決まつたなら、比較可能な借家に対しての一連の家賃が価格インデキーターとなるべきである。他の耐久消費財についての基準は支払いのあつた実際価格であらう。もし週あるいは月の支払いが通常の購入の形であるなら、その形であらわされる。このことは利息をふくめることを必ずしも意味しない。というのは純粋の利息は、月の総支払い額のうちで現金価格をこえるわずかな部分にすぎないからである。

12 保 險 *4 (※4参照 第V章 決議案 12節)

特定商品の購入ではなく将来の所得にかかわる生命、老令、失業、廃疾等の保険への支出を、消費者物価指数に入れることは、實際上不適切とみる点については、ほんのわずかの例外をのぞきほとんど一般的な一致がある。しかし、先に注意したとおり*5たとえ健康や財産など他の保険については、このタイプの支出をふくむ指数をつくっているわずかの国の間

には実践的にはいくつかのちがいがあがる。回答をよせた国のうち二つの国では、生命保険をふくめているが、貯蓄要因を除外していない。

(※⁵参照 第三章 第7(a)節)

合衆国の労働統計の弁務官は、^{※6}価格統計検討委員会の勧告をコメントして次のように述べている。生命保険は消費者物価指数には、生命保険会社の支出と利益に対応するウェイトをもつてふくめられるべきである。その方法は次の点を認めている国民勘定におけると類似の扱い方である。すなわち「生命保険料のある部分は（貯蓄とは区別される）現在の保険サービスに対する支出をあらわし、そのようなものとして指数にふくめるべきである。1952年の指数改訂のときに、生命保険への総支出からサービス費用要素を除去するために、保険料のうちの費用要素を定義することが試みられた。もし生命保険に適当なウェイトがつけられれば、価格は、平均的年令の人物が、平均的な年の利息支払いで購入しうる額の何らかの形の期間保険によつてとるべきことを提案した。

(※⁶参照 U. S. Government Price Statistics, Congressional Hearings, 87th Congress, 1961, Part 2, pp. 599~600)

しかし、そのとき保険サービスの費用を指数の概念および手続きと矛盾しないで定義しうる、満足のいく方法は見出されなかつた。たとえば、準備金を維持するための会社の費用を、さらに運搬費用や利益を、ウェイトにふくめるべきか否かに満足のいく答はなかつた。また購売力の一定水準を維持するためには、価格付き保険証書の額面価格を固定すべきか増大させるべきかについてもはつきりしなかつた。」

（何人かの権威は、関連する家計支出費目の下に購入されたものは何かを知るのはむずかしいという理由で、保険項目を除外することをよいと認めているのだが）、もし消費者物価指数が保険項目をすべてふくむなら、与えられたタイプの保険を除外すべきか否かを決定する原則は保険証書の所有者の主目的が、彼の所得に影響する将来の事故にそなえて貯えることにあるのか、それとも商品の購入価値の一部としての返済保証と運用・維持費用のため、あるいはそのいずれかのために支払うのかによるべきである。

前者の場合には、「貯蓄の効用は時間的に割引いた将来の支出に比例する」^{※7}ので保険項目は除外される。後者の場合には、指数にそれらを算入することの妥当性は、保険費用が商品の購入の内的部分あるいは使用費用になるにつれて大きくなる。したがって、個人の自動車に対する強制第三者保険は明らかに、この種の運送に対する現在の支出の一部であり、そのウェイトは自動車のウェイトに加えられるべきである。

(※⁷参照 Conference of European Statisticians (W. G.15/2/

Add. 1) "The Problem of Valuation at Market Prices or Factor Costs," January 1962)

少くとも理論上では、使われる測度が不変の真実の損失に対する補償の費用であるならば、すなわち真実の損失に対して不変の通貨単位で補償するために保険料率の変化だけでなく保険の名目総額の変化も考慮すべきとするならば、損失に対する補償のための財産保険料も指数の範囲に入れるべきである。しかしこの条件は、指数母集団が契約した保険証書の額面総価格についての現時点の推定値を必要とし、データの主要部分は大変入手困難であることがわかる。

健康保険は、前以て支払われた健康保険料が医療サービスの規定された最大限の量の価格であるかぎりにおいてふくめられてよい。さもなければ、医療機関、そして医者や歯科医や薬局の標本からそれぞれ直接的に健康保護のための価格をとり、それらを家計データでウェイトするのがよい。医療の社会化がある程度をこえると、その価格・数量関係は、指数作者には失なわれることを注意すべきであろう。

主として契約的な貯蓄であり部分的にのみ保険である生命保険と、「購入される」財貨やサービスが一定の条項では定義しえない他の種類の保険は原則として除外されるべきである。しかし、この種の保険が指数母集団の中で重要になる傾向のあるところでは、とくに一層の研究が必要である。すでに述べたとおり、これに関する主たる問題は、現時点の保険サービス支出を定義することと、保険証書の現在の名目価格総額を推定することである。

13 租 税^{※8} (※8参照 第V章 決議草案 13節)

公共的な財やサービスに対する消費者の支出としての租税が提起する概念的諸問題は、消費者物価指数を測定する諸前提の下では大きく定式化を免れている。これらの問題は、最終・購入・に対しての・特定の・販売・単位・の・貨幣・費用の関係がとらえにくいにあるいはないところで、保険項目を扱うときに会ういくつかの典型的問題とある程度関連をもつ。

第6回の国際労働統計家会議で採択された決議IIは「すべての(消費者物価)指数は消費者が実際に購入する価格を反映すべきである」との勧告をふくんでいる。^{※9}消費者物価指数の概念的枠組みの中では、この前提は、諸価格は取引価格である意味だと一般に考えられている。指数の作成者は、消費者が価格低下によつて利益をうるか、間接税のために追加的支出をこうむるにかかわらず、販売単位あたりの実際の支出にかかわる。

(※9参照 附録1. 第2(2)節)

※10

消費者物価指数の定義についてさらに参照するならば、政府が提供する財貨やサービスを価格づけることは充分にはできないので、消費者が支払い直接税は指数にふくむべきでないということがひき出される。いかえれば、消費者にとつての政府の費用の変化は、所得税に反映されていて、測定可能であるが、この費用の価格部分を分離することは容易でない。

(※10参照 第II章 第4節)

上の点から、論理的に、間接税の変化は消費者物価指数からのぞくべきことになる。しかし、すべてを考慮すると、それらをふくめるべきとする論の方が強いようである。間接税は、消費者が購入する特定財貨をうるために支払わなければならない市場価格のわがちがたい一部になつている。だから特定商品の価格札の変化は、その変化が品目それ自体の価格の変化というよりも、政府の提供する財貨やサービスの費用や価格の変化から生じたときであっても、消費者が支払わなければならないのである。何らかの間接税の変化が一つの指数の動向に影響してはならないといつてよい。しかしこのことがたとえ望ましいとしても、そういうテクニクは、おそらく税が小売の段階で課せられるところで部分的に適用されるだけである。

※11

(※11参照 第III章 7(b)節。関連してドイツ連邦共和国の例は興味深い)

ある種の税がふくめられ、他の種類の税がふくめられないということは明らかでまずい。しかしこの点については、事務局が受けとつた回答の大部分が示しているとおり、実際的には他に選択の途はないと思われる。しかしより大きな国際比較を可能とするためにだけでも、何らかの実験をすることが望ましい。

消費者物価指数において種類の異なる税を一貫した方法で取扱う点に関して生じる一つの問題は実質賃金の計算に対して注意をよびおこす。この点の一貫性の欠如によつて、消費者物価による所得のデフレート^{※12}を損なわないためには、既に述べた点以外に、同質性という要因の追加が必要である。後者の場合には、間接税の純額は得られないので、実質賃金は、直接税を除いた名目賃金総額からえられる。いかえれば、直接税を通じて支払われるそういった政府の商品とサービスの価格はその分子からさしひかれるべきである。というのはそれは分母には追加されえないからである。それ故に、例えば賃金率はふつうの型の消費者物価指数による実質賃金の計算に対しては所得インディケーターとして不十分であることは明らかである。

※12参照 第II章B, 節8(b))

合衆国の労働統計局は、^{※13}現在の手続きには欠陥があること、政府の租税政策の変化は、政

府から消費者に向けられた利用可能なサービスに変化なしに消費者物価指数に影響を与えることができるという点で、(物価統計検討)委員会に同意する。統計局は、消費者物価指数は消費者の所得に対するデフレーターとして用いられるときには可処分所得に対して適用されるべきであることを大変注意深く指示している。実際に、統計局は扶養家族をもたない労働者および三人の扶養家族をもつ労働者の、社会保障費と所得税を控除したあとの可処分純収入を毎月公表している。このデータは現在ドルと、不変ドルベースすなわち消費者物価指数でデフレートされたドルの両方で表わされている。

(※13参照 U. S. Government Price Statistics, Congressional Hearings, 87th Congress, 1961, Part 2, p. 600)

これまでの討論は、どのような消費者物価指数系列とも、概念的にそして実際的にかわりをもつのである。指数の一問題としての税金にかかわつて問題となる主たる点は、総じて時間的比較よりも場所的比較に関してである。それらは、消費者物価指数に税金(直接税プラス間接税)という重荷をさらにもちこむことになろう、というのは、相異なる国の、あるいは一国内でも税制のちがう(地方や州)の指数の間で比較出来ない要因を除去することが必要だからである。しかし、いずれにせよ、このテーマはより多くの研究と試験を必要としていると考えられる。

資料 3

租税と消費者物価指数

(Taxes and the Consumer's Price Index, U. S. Bureau of
Labour Statistics. "Monthly Labour Review" Jan. 1963)

(この論文は 労働統計局の物価・生計費課で用意された)

価格および租税変化の生計費に対する影響

所得税変化の生計費に対する関係、これと関連して、消費者物価指数(以下CPIと略称一訳者)あるいは生計費指数に所得税をふくめるか否かの問題は、合衆国やこういった指数を作っている他の諸国において広く論じられてきた。合衆国では、所得税をCPIにふくめたことはいままでない。しかし、他の指数、たとえばスエーデンにおける指数の一計算においては、所得税変化が価格変化と結びつけられており、その指数は生計費に対する両方の要因の結合した影響を測定している。ごく最近、この問題は労働統計局のCPIの改訂に関連して提起された。そこでは広汎な討議があり、賛成・反対の両方の立場からかなり多くの意見が表明された。例えば、この問題は、議会の教育労働委員会の特別小委員会(議長は、トム・ステード議員)における公聴会で深く論じられた。⁽¹⁾これら公聴会の報告書の中で、小委員会は「統計局が現状どおりその指数に国内消費税と売上税をふくめ、所得税を除外すべきである」と勧告した。⁽²⁾

統計局は、CPIの改訂において事実上この勧告に従った。租税に関する限り、個人所得税の変化は、直接的にはどのような形であれ、指数にふくめないということが決定された。この論文は、個人税の変化を物価の変化と関連づけようとする場合に生じる概念上および実際上の問題のいくつかを論じるものである。この問題を理解するためには、まず第一に指数とそこにふくまれる可能性をもつ多くの税を定義することが必要である。

CPIは、都市における賃金労働者(wage-earner)と俸給事務労働者(salaried-clerical-worker)の世帯の生計費に対する価格変化の影響を測定するものである。この指数は、この特殊な人口集団が通常購入する財貨とサービスのマーケット・バスケットの費用を、ある時点から次の時点にかけて比較することによつて計算される。マーケット・バスケットにふくまれる品目の数量と質とは、測定の期間中は一定に保たれるので価格変化だけが反映される。このようにしてこの指数は、都市における賃金ドル(wage-dollar)の価値の変化に関する、合理的で正確な推定値を、その賃金ドルによつて購入

しうる財貨とサービスの数量によつて提供するものである。

価格以外にも生計費に直接影響を与える要因は多い。税はそのうち比較的重要である。というのは賃金労働者や事務労働者が支払う税総額は相当の額に及ぶからである。それ故、税の総額の変化は、価格変化の影響とは全く別個ではあるが、それにプラスして、「生計費」の総額に影響を与える。賃金労働者はその財貨やサービスの大部分を市場で購入するが、また政府の活動を通じても財貨やサービスをうけとる。ある特定のサービスが政府と私企業のいづれによつて与えられるかは、多くの場合、慣習ないしは地方での取決めの問題である。例えば、水の供給は公共団体による場合もあり、私企業による場合もあり、消費者はいづれの場合にも水道料金を支払う。このような支払いを、一方で政府に対して支払う場合に一つの税と考え、他方で企業に対して支払う場合に一つの価格と考えるとすれば、指数計算に矛盾をもちこむことになる。CPIは生計費に対する価格変化の影響を測定するものであり、「価格」を商業市場の取引きにのみ限るものではないから、同等な財貨やサービスの「価格」とみなすことのできる政府への支払いと、そのようにはみなしえない支払いとを区別することが必要である。

政府に対する消費者の支払いは(罰金は別として)、次の5つのグループに大別される。

1. 受取った財貨やサービスに対する直接支払い；

水道、ごみ処理、電力、ガス、地方輸送、通行料金、授業料、郵送料等に対する支払い、およびアルコール飲料、出版物、そして政府が消費者に対して販売する他の財貨の購入。

2. 財貨の所有あるいは使用にともなう許可料金と手数料；

自動車の登録および使用税、検査料、運転免許料、犬税等、ならびに不動産および動産に対する税。

3. 財貨やサービスの取得にともなう税；

売上税、国内消費税、関税、および最終生産物やサービスの小売価格の一部として消費者の負担となる、すべての製造業者や中間業者の税、そして賃借料の一部として賃借人の負担となる税。

4. 物ではなしに人に課せられる税；

個人の所得税、相続税、贈与税、人頭税等。

5. 保険支払いおよび貯蓄

社会保障負担金、退役軍人保険料等

現行指数における諸税の取扱い

上記の支払いグループのうち最初の三つは、現行の指数構成にふくまれている。第一のグループでは、直接支払いによつて購入された財貨およびサービスの出所がどこかについては区別されない。それらを購入するための支出額はすべて指数ウエイトの算定に用いられる。そして価格ないし料金が政府であれ、企業であれ、その供給源からえられるか、またはその変動が他の項目から推計されるかのいずれかである。サービスの変化なしに、供給源が政府から企業に移る場合、あるいは逆の場合に、移行にあつて供給者が定める料金の差は価格変化として取扱われる。供給源が企業あるいは（直接支払いの形で）政府から、政府の一般資金でまかなわれるサービス施設に移行する場合—例えば教科書が学校からはじめて無料で配布される場合—には、この品目はもはや直接的に購入されるものではないので、この指数の「マーケット・バスケット」からは落される。

第二グループの、財貨の所有あるいは使用に伴う許可料、手数料、税その他の支払いは、これらが合わさつた事物への家計支出の一部として指数にふくまれる。例えば、家屋の所有に伴う固定資産税は、住居費総額にその一部としてふくまれ自動車の購入と使用に伴う自動車登録料およびその他の手数料は、交通費総額にその一部としてふくまれる。第三グループの、購入の際に支払われる売上税や国内消費税、そして他のあらゆる間接税は、小売価格に「組み込まれ」ており、課税される品目に対する消費支出総額の一部として、またそれら品目に対して支払われる価格の一部としてふくまれる。

第四グループ、第五グループの、所得税その他の個人税、保険料その他の支払いは、それらが賃金労働者や事務労働者の世帯が購入する財貨およびサービスとは関連づけられないので、指数の構成にはふくまれない。

CPIにおける税の取扱いが問題になるのは、賃金エスカレーションにおいてこの指数の利用の際に、ある種の税を除外することが不公平を生み出すかどうかという問題があるからだけである。例えば、指数にふくまれている売上税あるいは財産税によつてその才入が賄われている地方公共団体においては、その賃金はその地方のCPIに結びつけられている労働者は、それらの税の引上げがあつてもその代償はある。しかし政府を維持するための所得税に依存する都市の労働者は、地方の所得税の引上げによつて同様の代償をうるわけではない。この指数を利用する場合この両方の状況にあつては不公平が生じることは明らかであろう。しかし、賃金エスカレーションにおけるこの指数の一般的利用に照らしてみると、この点だけが、その利用の唯一の誤りなのではない。賃金エスカレーションの殆んどは全都

市指数に基いている。したがって地方の売上税の変化は、全国平均の中ではその都市の重要性に比例して反映されるだけである。それ故、「売上税都市」の労働者は、税の引上げに対してある程度しか代償を得ない一方で、他の都市の労働者は、彼に影響のない税の引上げから恩恵をうけるのである。同様の矛盾が価格変動が都市の間でちがうことから生じる。例えばニューヨークの地下鉄運賃の値上げの結果として、デトロイトの労働者の賃金の引上げが生じるというように。したがって、この指数における税の取扱いは、賃金エスカレーションへのその利用を基準にして決定できないことは明らかと思われる。この指数が測定する経済現象の概念的枠組みと定義とが、税の取扱い方を決定すべきなのである。

「政府の総価格」としての税

結局のところ、すべての税支払いは、納税者がうけとる財貨やサービスに対する直接支払い、(社会保険、公的扶助、住宅貸付金、補助金等をふくむ)個人への振替支払い、ならびに国防、警察、防火、街路や道路などの形で公衆に提供されるサービスへの支払いをふくめた「政府の総価格」と考えることができる。したがって、CPIに、ある種の税は「価格としてふくめ、他の税はふくめないのは、それらが違った形で徴集されているという理由だけでは、根拠がないということもできる。そのようなアプローチは直ちに、「政府」の一定した数量と質を指定するという問題を導く。そしてこの指定は、第一に商業市場で購入される財貨およびサービスの価値との関連でその重要度を決定するためのものであり、ついで、「政府の価格」の変化を測定する際に基礎となりうる識別可能な「指定」でなければならぬのである。

もしCPIの概念が「政府」を「一括購入」としてふくめるべきとすれば、次の二つのうちいずれかが選択されることになろう。(1) 政府の「数量」と「質」は時間的に不変であると仮定されねばならない—この場合政府の価格はあらゆる形の税支払いの総額である。(2) 政府の「数量」と「質」との両方の変化が識別され、「政府」の一定数量の価格がとらわらるべきである。これらのいずれを選択しても、概念上および操作上の困難は克服しがたいと思われる。政府の数量と質とが時の経過にかかわらず不変であるという仮定は、「不変」の意味が欠乏であろうと満足であろうと、容易には受け入れがたい。例えば人口の増加、生活水準の上昇、国内、国外の情勢の変化等によつてより多くの道路、より多くの学校、より大きな防衛努力が必要となり、政府の費用は増大する。そして同時にこれらの要因はより多くの量とちがった質の財貨とサービスの購入を刺激し、家計支出総額を増大させる。

価格変化の測定は、財貨とサービスの物量と質とを、比較期間を通じて固定することが必要なので、第二の方法は価格指数の概念と測定方法と一致している。全人口のうちの指定されたグループにとつての、「政府」の「不変」の数量を識別し、価格をとることが可能となれば、賃金労働者や事務労働者について、彼らの総賃金ドルによつて入手できるその供給源にかかわらないすべての財貨とサービスの価格変化指数を計算することが可能となろう。

財貨およびサービスの価格としての税

これに対して、税負担全体のうちの、政府が供給する消費財とサービスへの支払いに相当する部分だけを、指数にふくめるべきであるということが提案された。このアプローチは、以前には賃金労働者が消費者市場で購入していた多くの財貨やサービスが、現在あるいは将来においては、政府が一般財源を用いて供給すること、そして指数構造が、これらのサービスについて、商業的に提供されるものであれ、公共的に提供されるものであれ、両方であれ、その価格変化を測定する手段を用意すべきであること、を認めている。

指数の概念と方法論と矛盾しないやり方でこれをなしとげるためには、消費財とサービスのある不変量を購入し分配するために、政府が使い税の部分を識別することが必要になろう。地方や州の段階では、政府支出は主として消費財やサービスにあてられると考えてよい。ときによつては、地方および州の政府の支出において振替支払いが重要となることもあるのだが。連邦の段階では、国防および振替支払いへの政府支出が群をぬいて最大の支出である。国家予算では、国防や振替支払いへの政府支出を分離することが可能であり、したがつて、税支払総額のうちから財貨やサービスにあてられる部分を推計することはできる。しかし税支払い総額のうちこの部分を指数にふくめるには、上に述べたと同じ仮定—それら財貨とサービスの数量と質は、比較するこの時点において同一であり価格は税支払い総額であること、あるいは政府が提供する財貨とサービスの一定不変量を識別し、価格をとることができること—を必要とする。

国防むけではない財貨やサービスに対する政府支出についてのデータをざつと調べてみると、第一の仮定が非現実的であり、またこのような手続きによつて測定された「価格」変化も大変非現実的なものとなろうことがわかる。1940年から1945年までの間に、賃金労働者と事務労働者グループに対する税率と税負担は増大したが、国防むけでない財貨やサービスへの連邦政府の支出は40億ドルから10億ドルへと減少した。政府支出ではなしに個々人の税支払いにもとづいてこの測定を行つても、大変疑わしい結果がえられる。

1950年と1951年の個人の税支払い総額(それぞれ192億ドルおよび272億ドル)を、政府による財貨とサービスの購入に充当した場合に、1人当たり支払い額に調整しないとすれば、政府が提供する財貨とサービスの「価格」はわずかの増大をしめすだけであろう。1人当たりで計算すれば、用いられる方法次第では結果は減少を示すこともありうる。

徴集されたすべての税収入は、ふつうは一般歳入にくり入れられ、政府が同じように使う。したがって、政府購入のために使う税金と、消費財やサービスの分配のために使う税金とを区別する問題は、所得税支払いの問題のみならず売上税および国内消費税の取扱いの問題にまで拡大する。このアプローチによれば、これらの税のごく一部分だけが政府の提供する財貨とサービスの価格として指数にふくまれることになる。

所得税とCPI

この指数が(所得税支払い後の)純所得、すなわち可処分所得に適用されるときには、指数は賃金労働者や事務労働者世帯が、彼らの生計費に対する価格変化の影響を償うのに、純所得をどれだけ増減させることが必要かを語る。もし、彼らの生活水準を維持するのに要する財貨とサービスを購入することに加えて、所得税を支払うにも十分な、労働者の総収入を見積る尺度が必要だというのであれば、価格変化の影響に、税の変化の影響をつけ足さなければならぬ。これら両方の影響をふくめた一つの指数をつくりだすことは不可能と思われる。そこで、賃金労働者と事務労働者世帯の所得税の変化の別個の推定値が計算され、適当なウェイトで税の変化と価格変化とを結びつけることが試みられてきたのである。

個人所得に課せられる税の額は、税率のみならず、所得の大きさ、世帯の員数、年齢、構成、その他控除に関する諸要因に依存する。賃金労働者といつた、ある人口グループの所得税変化を測定することはそれ自体難しい問題である。各地方公共団体ごとに世帯所得、世帯人員数、その他適当な世帯特性の推定分布や平均値にもとづいて、多くの方法が工夫されよう。何れの方法をとるにしても、それらの諸特性は比較期間全体にわたって不変であることが必要とされ、この結果、この測定は税率と控除表の平均的な変化だけをあらわすものとなる。しかしながら、この結果は、用いられる方法によつてちがってくる。

税の変化と価格変化とを結びつけた結果がどうなるのかを説明するために、ワシントン(コロンビア特別区)の世帯の平均世帯収入の推定値にもとづいて、所得税表が計算された。以下に説明するように平均収入の推定値は、6カ年について三つの所帯人員別グループの各々について別個に計算し、その後結合した。

ワシントン都市地区⁽³⁾における1949年の世帯収入の中央値をベンチマークとし、コロンビア特別区の1人あたり年収入の変化率を用いて、(1957年を除く)他の年次の平均世帯収入が推計された。⁽⁴⁾ 1951年のコロンビア地区の平均世帯収入は、1950年のコロンビア地区の推定値に、1950年から1951年にかけての合衆国全体の個人収入⁽⁵⁾の推定変化率をあてはめて推定した。員数別世帯についての総収入は、1947年のセンサス局によるワシントンの所得調査⁽⁶⁾において明らかにされた収入と世帯員数との関係にもとづいて推計された。以下に示す(第1表とする。以下同じ—訳者)これらの計算結果は、平均収入の正確な推定値と受けとられるべきものではなく、説明に役立つだけのものである。

これらの収入にもとづく税額の推定値は財務省様式1040の附属税率表から次(第2表)のように計算した。

(既に測定した)税額変化を、首尾よく価格変化と結びつけることが出来るかどうかは、これら二つの測定値に適当なウェイトを設定しうるか否かによる。ここでもまた多くの方法が提案されうるのであつて、この点の説明のために、三つの異なる計算を行った。第一に、2人、3人、4人世帯の結合についてその税支払いが、総合指数費用総額に、修正なしに加算された。結果は次(第3表)のとおりである。

(第1表)

年	推定総収入世帯員数別			
	2人	3人	4人	2,3,4人の結合
1939	ドル 2,161	ドル 2,430	ドル 2,749	ドル 2,394
1940	2,279	2,562	2,899	2,524
1941	2,297	2,583	2,922	2,545
1949	3,623	4,073	4,608	4,013
1950	4,164	4,682	5,297	4,613
1951	4,657	5,236	5,924	5,159

(第2表)

年	推定税額世帯員数別			
	2人	3人	4人	2,3,4人の結合
1939	ドル 0	ドル 0	ドル 0	ドル 0
1940	0	0	0	0
1941	63	54	48	56
1949	335	322	304	331
1950	445	419	412	428
1951	610	594	598	602

この指数総額(index aggregates)は財貨やサービスに対する家計支出の全体をあらわすものではない。それは価格変化を1934~36年の指数費用ウェイトで計算するというCPI計算の中で得られた値であり、1934~36年の「マーケット・バスケット」の費用を現在価格でみたものに近い。各期についての指数総額は、税の基礎となつた収入推定額よりもかなり低く、したがつてこの収入によつて購入しうる財貨やサービスの価格よりも低いので、費用総額に税を加算したものは、おそらく平均においては税の変化を過

大評価することになる。このくいちがいを調整するために、第二の計算をした。ここでは税が、(上に示した)推定税額と税引き後収入との間のパーセンテージ関係にもとづいている。この関係にもとづく、税引き後収入に対する税のパーセンテージは次(第4表)のとおりであることがわかった。指数総額に対するこれらのパーセンテージを適用してえられた修正税総額を指数総額に加算すると次の結果となつた(第5表)。

(第3表)

年 月	消費者物価指数		所得税 総 額	物 価 と 所得税の 結合指数 1939.9 =100
	費用総額	指 数 1939.9 =100		
1939.9	ドル 1,966	100.0	ドル 0	100.0
1940.9	1,959	99.6	0	99.6
1941.9	2,092	106.4	56	109.3
1941.12	2,150	109.4	56	112.2
1949.5	3,274	166.5	331	183.4
1950.2	3,252	165.4	428	187.2
1951.8	3,509	180.1	602	210.3

この説明に用いられた第三の方法は、次の仮定、すなわち1934~36年の「マーケット・バスケット」の費用の現在価格による推定額である指数総額は、税引き後の所得を示すという仮定にもとづくものであつた。この純収入にもとづく税額は次式によつて計算された。

(第4表)

年	税引き後収入に対する推定税額のパーセンテージ、世帯人員別			
	2人	3人	4人	2.3.4人の結合
1939	0	0	0	0
1940	0	0	0	0
1941	2.8	2.1	1.7	2.3
1949	10.9	8.6	7.1	9.0
1950	12.0	9.8	8.4	10.2
1951	15.1	12.8	11.2	13.2

この説明に用いられた第三の方法は、次の仮定、すなわち1934~36年の「マーケット・バスケット」の費用の現在価格による推定額である指数総額は、税引き後の所得を示すという仮定にもとづくものであつた。この純収入にもとづく税額は次式によつて計算された。

(第5表)

年 月	消費者物価指数		所得税 総 額	物 価 と 所得税の 結合指数 1939.9 =100
	費用総額	指 数 1939.9 =100		
1939.9	ドル 1,966	100.0	ドル 0	100.0
1940.9	1,959	99.6	0	99.6
1941.9	2,092	106.4	48	108.6
1941.12	2,150	109.4	49	111.7
1949.3	3,274	166.5	295	181.5
1950.2	3,252	165.4	332	182.3
1951.8	3,509	180.1	464	204.0

$$\text{税額} = \text{税率} \left[(1 - \text{標準控除}) \times (\text{純収入} + \text{税額}) - (\text{世帯員数} \times \frac{1 \text{人あたり}}{\text{控除額}}) \right]$$

(第6表)

年 月	消費者物価指数		所得税 総 額	物 価 と 所得税の 結合指数 1939.9 =100
	費用総額	指 数 1939.9 =100		
1939.9	ドル 1,966	100.0	ドル 0	100.0
1940.9	1,959	99.6	0	99.6
1941.9	2,092	106.4	0	106.4
1941.12	2,150	109.4	0	109.4
1949.3	3,274	166.5	106	171.9
1950.2(旧)	3,252	165.4	109	171.0
1950.2(新)	3,222	165.4	103	171.0
1951.8	3,509	180.1	190	190.2

1951年についてみれば $T = 0.204 [0.90(I+T) - 600N \text{ドル}]$ である。これに基づいて、1934～36年の指数ウェイトの決定に用いられた人口グループの平均世帯員数(3.6人)に近似的な4人世帯について税額が計算された。税額とCPIとのウェイトづけに関するこの方法の結果は次(第6表)のようになつた。

(注)

- (1) 第73議会、小委員会報告No.2. 教育労働委員会特別小委員会報告『消費者物価指数』をみよ。
- (2) 同上、35～36ページ。
- (3) 合衆国商務省センサス局、シリーズPC-5, No.53, 第13表、「ワシントンコロンビア特別区、標準都市地区の人口特性」、1950年4月1日。
- (4) 合衆国商務省、サーヴェイ・オブ・カレントビジネスには1人あたり収入のデータが定期的に発表される。
- (5) (経済諮問会議が推定した1951年の第4四半期を除いては)合衆国商務省、経済諮問会議による『大統領経済報告』(1952年1月)の173ページ、表B-7に発表されている。
- (6) 合衆国商務省センサス局、シリーズP-60, No.4の表13a. 「ワシントンコロンビア特別区の世帯および個人の収入」1947年、

【 この論文はかつて行政管理庁『統計情報』Vol. 2, No.5～No.6(1953年5月, 6月)に翻訳紹介されたことがある。今日、入手が困難なこと、関連論文と一括掲載することの便宜を考え、改めて訳出した。】

資料 4

生計費指数・消費者物価指数に関する国際労働統計家会議の決議

1 第2回国際労働統計家会議（1925年4月）

I 生計費指数

- (1) 各国は生計費の変化を示す統計を発表すべきである。この統計には食料、被服、光熱、家賃、地代、および雑費を含まなければならない。各費目とも最も重要な消費品目、特にその中に包含されない商品の価格変動をもっともよく代表すると考えられる商品を包含すべきである。

各費目ごとに別個の指数を、また、すべての費目を結合して総合指数を発表しなければならない。これらの指数の算出に際しては、各費目中の品目および各費目の消費に占める相対的な重要さに従ってウェイトを付けなければならない。一定期間における生計費の変動は、その期間中は同一のウェイトを使用して算定しなければならない。消費が変化して、そのウェイトが適切でなくなった場合は、新しいウェイトに基づく新しい指数系列の算定を行わなければならない。公表する資料は指数中に直接税を含むと含まないとはどのような差違をひきおこすかをできる限り明らかにすることが望ましい。

- (2) 一般に工業労働者の消費に基づくウェイトを使用して算定した一連の全国的な指数は、これを発表しなければならない。必要な場合は、他の種の労働者についても、指数を作成することが望ましい。

異なった地域により、あるいは労働者階級の異なった部門ごとに経済的条件の顕著な差異が認められる国においては、これらの地域および階級別に別個の指数を発表することが望ましい。これらの場合には、使用するウェイトは可能な限り、その指数の関係する地域または労働者部門における労働者階級の消費に基礎を置かなければならない。

これら各数を、各集団ごとの相対人口を考慮して総合して全国指数を作成すると便利である。

(3) 現在の消費統計が不十分であるのに鑑み、各品目および各費目に対するウエイトの最も完全な決定方法は、一定期間中における多数の世帯について平均支出金額を調べ、その結果としてえられた標準的な家計支出に基づいて行なう方法であると見られる。

家計支出に関する統計を利用できない場合には、消費額に関する統計は、その国全体としてのある消費財の相対的な重要性を決定する上になんらかの価値をもっているが、この場合、ある商品は人間の消費以外の目的にも使用されることを念頭におくべきである。

利用できるあらゆる調査の結果に基づいて算定した理論的な家計支出もまた使用できるであろう。

(4) 異なった期日ごとに価格がとられる各品目の質、ならびにその収集および計算の諸方法は、その期間中変更しないよう注意しなければならない。

(5) 価格変動の程度を考慮し、その必要に応じ、できるだけ頻繁に指数を算出すべきである。現在の情勢においては、毎月算出することが便利であると思われるが、安定した情勢の下ではこれより長い間隔をおいても差支えないであろう。

(6) 1920年ないし21年以来家計支出に関するなんらの調査も行っていない国では、経済的条件の許す限りなるべく速やかに、できるならば1928年までにこのような調査を行なうよう希望する。

(7) 各国政府は国際労働事務局と協力の上新しい指数系列を作成する基準年次として、同一年次を採用することに賛成すべきである。そして1930年がこのために適当であることをここに提案する。

(8) 商品の選択およびそれらの商品の異なる品質の選択価格把握のための資料収集およびその算定そしてウエイトの固定にあたり、適用した原則は、これらの指数を最初に公表する際に、その指数の基礎になったこまかい資料とともに示すことが、きわめて重要である。

2 第6回国際労働統計家会議（1947年8月）

II 生計費統計

国際労働理事会によって招集され、1947年8月4日から12日にかけてモンリオールで開催された第6回国際労働統計家会議は、生計費指数の適切なウエイトの設定のために妥当な統計的基準を定めることの重要性、ならびに指数が実際の市場価格の動向

を正しく反映しうるようにその方法および技術を改善する必要性を認め、1947年8月12日次の決議を採択する。

1. (1) 生計費指数の目的は、一定の生活水準に関する小売物価の時間的変化を測定することにおかされるべきである。
(2) これは実際には、本指数が、一定の消費パターンに関する小売物価の変動を測定すべきことを意味する。
2. (1) 指数の対象となる消費パターンは、明白に規定しなければならない。
(2) この種の指数はすべて実際に消費者の支払う物価を反映するものでなければならない。
3. (1) 戦後においてかかる指数が果たしうる役割りは、消費者が現在支払わなければならない小売物価の時間的変動を次の諸水準において測定することにある。すなわち、
 - (a) 特定の社会における一定の経済集団の戦前の消費水準
 - (b) 特定の社会における一定の経済集団の戦後の消費水準
 - (c) 価格の変動による消費財の代替その他状況の変化により惹起されるすべての消費内容の変化を考慮に入れ、かつ、できるかぎり同一生活水準の維持に深く留意した一定の消費水準
- (2) 戦後の消費水準が採用される場合には、本指数は、
 - (a) 特定年次または特定期間における消費パターンを変動せしめることなく、その費用の変動を測定する。
または、
 - (b) 消費パターンの変化に応じてウエイト表を変化させながら、最近の消費パターンを用いて物価の変動を測定する。
- (3) 一定年間消費パターンを変えないことなく、生活費の変動を測定する場合は、消費パターンの変化に対応するように、必要なら、10年を越えない期間ごとに消費パターンを調べウエイト表を調整する必要がある。
4. 新しいウエイトを採用することに決定している国では新指数をできるだけさかのぼって、これを旧系列に接合させるように考慮しなければならない。
5. (1) できれば、各種の経済的および社会集団別、地域別、ならびに家族形態別に別々の指数を作成すべきである。
(2) また、現在の指数が対象とするもの以外の経済的および社会的な集団ならびに

家族形態および地域に対しても指数を作成するように考慮すべきである。

6. (1) 指数の算定基準が一般に了解され、その正確性について信用を保つためには、指数の対象品目、ウェイトづけの方法、計算方法、価格の収集方法ならびに価格の出所を明示し、その中に出所の各種の型、価格決定の技術、各タイプごとのウェイト、およびそこで用いられる標本調査方法についての簡単な解説をものせておかなければならない。
- (2) 指数の対象がどのような人口集団であるかについての説明も必要である。
7. (1) 価格資料収集を適正に行なうために調査員の選定と訓練について、とくに注意を払う必要がある。
- (2) 価格調査の方法としては、「価格照査法」"Check pricing"（異なった調査員よりえられた2つの価格をつき合わせて確かめる方法）または「購買照査法」"Purchase checking"（価格を測定すべき商品を実際に購入する方法）の使用が推奨される。
8. 価格統制または配給制度が実施されており、指数対象者が闇価格を支払っている場合には、統制価格のみならずこの種の価格もまた考慮に入れなければならない。
9. (1) 腐敗、損傷、汚染その他商品の不完全性のために減価された価格はとり上げない。その他の場合は、指数は購入に際し現実に支払われる価格にもとづく。
- (2) 「安売」あるいは割引価格は特定商品が多数の店頭取り引きにあらわれる場合には採用すべきであり、「割引価格」が実際に支払われる場合は「正札価格」よりもむしろこれを用いるべきである。
- (3) もし割引が自動的にあらゆる顧客に与えられている場合は、その割引は当然斟酌しなければならない。
10. (1) 一定の集団について正しい平均指数を算出するために、必要とされる地域単位の数および同一性を決定しうるよう、各地域単位における価格変動が研究されるべきである。
- (2) とくに、このような研究によって、一定基準の標本の正確性に応じて報告数を節約することが可能となる。
11. (1) 特定の集団についての生計費指数のウェイト表を作成する場合、価格を採取した個々の品目だけでなく、価格を採取しなかった他の諸品目をも含んだ消費支出に対応して、価格を採取した個々の品目にウェイトがつけられるべきである。これは、価格を採取した品目の価格動向が、採取しなかった品目の価格動向を代表

- しているときには、価格を採取しなかった品目のウェイトを採取した品目のウェイトに加えてよいという原則にしたがうものである。
- (2) このようにして調査対象となる集団が購入するすべての品目は、たとえそのすべてが価格の採取の対象とならなくても、指数の中に折り込まれることになる。
12. (1) 価格を採取する商品リストに、果物および野菜が、生・缶詰・乾燥および冷凍の全部を含めて適当な表現を以てふくめられるようにあらゆる努力を払わなければならない。
- (2) もし各品目の価格を毎月採ることが不可能か、または季節による価格差がいちじるしい場合には、修正されない価格をそのまま使用したり、1年中同一のウェイトを使用することは適当でない。
- (3) したがって、必要であり、かつ実行可能な場合には消費および物価にあらわれる季節的要素をとり入れる方法について考慮を払わなければならない。
- (4) 季節的な変化を示す被服、燃料その他の諸品目の購入において、その季節的要因を考慮に入れるための方法も研究する必要がある。
13. 価格を採取すべき品目リスト中に、半耐久のおよび耐久的消費財の適切な代表を取り入れるためにあらゆる努力をしなければならない。
14. ウェイト表改訂の必要性を示す消費パターンの重要な変化を見出すための基礎を提供するために、3の(3)に示した大規模な調査の合間に消費者購入についての小規模な標本調査を行なうよう勧告する。
15. ある特定集団が支払う小売物価の指数の性格と用途に関する理解を深めるために、「生計費指数」という言葉は、適当な状況の下では、「生計価格指数」、「生計費価格指数」または「消費者物価指数」という表現に置きかえられるべきである。(…… the term "cost-of-living-index" should be replaced, in appropriate circumstances, by the term "price-living index", "cost-of-living price index", or "consumer price index".)

生計費の地域別比較研究の促進

第6回国際労働統計家会議は、

生計費の各国間、各地域間および各都市間の比較の正確な方法を発展させることの

重要性に注目し、かつ満足すべき結果をうるには理論上および実際上の困難があることを認識し、国際労働理事会に対し、事務局に、これらの問題に関する研究を継続し、適当な方法および技術が更に発達し、検討に耐えた場合には本題を近い機会の国際労働統計家会議の議事に上程するよう指示することを要求する。

XI 消費財価格指数の研究

第6回国際労働統計家会議は、種々の目的のために消費財価格変動の種々の測定法を発達させ、これを評価することの重要性を認識し、

このため、相異なる目的ごとに各々の測定法の相対的な長所を決定するという見地から消費財価格の変動についての各種の測定法を、研究すること、各タイプごとにウェイトの選定と採取する価格との両方について考慮すること、とくに特定年次の価格によって国民所得を再評価するという目的のために、他ならないそういった指数を用いる問題を研究すること、そして近い機会の国際労働統計家会議に本題を議題として上程すること、を事務局に指示するよう、国際労働理事会に対して要求する。

XII 生計費指数における品質の管理および代替に関する技術的方法の研究促進

第6回国際労働統計家会議は、時間的な価格変化あるいは物価の場所的ならわいの測定には、ちがった時点あるいは同時点でのちがった場所において価格を採取する財に等質性が確認されることが必要と認め、かつ、生計費指数は、指数算出上、代替品を導入すること、あるいはその結果を改善しうるような他の方法を採用することが必要とされうることを認め、かつ、多少とも特定の目的のために選び価格を採用していた財の性質が、流行の変遷、新発明、その他の理由によって変化した場合に執るべき方法を工夫する必要があることを認識し、国際労働理事会に対し、同事務局がこれらの問題の研究を行ない、かつ、本題を近い機会の国際労働統計家会議の議事に上程するよう指示することを要求する。

XIII 生計費指数の分類および命名

第6回国際労働統計家会議は、各種の指数の分類および命名の必要（特に個々の商品の価格趨勢がはなはだしく乖離する時期においては）を認識し、

とくにこれらの指数作成に関する経済理論を統計的に有効とする可能性に留意しつつ、特定の状況に最も良く適合した指数の特定の形態および使用すべき算式を指示する目的で、各種の指数の分類と名称を研究するよう、国際労働理事会が同事務局に指示することを要求する。

XIV 標準消費水準の研究促進

第6回国際労働統計家会議は、

各集団の消費水準が、一定の適正な標準をどの程度満たしているかを定めるさいに有用な資料が、生計費および家計費研究の副産物として現われることを認め、

国際労働理事会に対し、事務局が本問題の研究を遂行し、本題を近い機会の国際労働統計家会議に上程するよう指示することを要求する。

XV 農家の生計費指数

第6回国際労働統計家会議は、

農家に特有な価格指数の国際比較を可能にする方法の発達の必要を認め、とくに自家生産＝消費する食糧品、農業住宅コスト、実物給与として農業労働者家族に与えられる食糧およびサービス等から生じる諸問題に特に注意を払い、

国際労働理事会に対して、事務局がこれらの問題を研究し、その結果適当な方法および技術が一層発達し、検討にたえた時には、本題を近い機会の国際労働統計家会議の議事に上程するよう指示することを要求する。

XVI 家計調査の方法に関する審議促進の必要

第6回国際労働統計家会議は、

現状を反映したウェイトを生計費指数のためやその他の理由で提供したり、またとりわけ、一定の適正な標準との消費水準の比較を行なうために、家計消費の新しい調査を行なう必要を認識し、かつ

この種の調査をまだ実施していない後進地域において特別に家計調査の必要があることを認識し、

国際労働理事会に対し、近い機会の国際労働統計家会議の議事に、世帯の選定への新しいサンプリング技術の適用をふくめて家計調査の実施の問題を上程すること、および、国際労働事務局理事会が後進諸地域において、この種の調査を実施するという特別な問題を専門技術委員会に付託するよう要求する。

3 第9回国際労働統計家会議（1957年4～5月）

V 消費者物価指数

第9回国際労働統計家会議は、

国際労働理事会により招集され、1957年4月24日から5月3日までジュネーブで会合し、

消費者物価指数（およびその他の小売物価指数）が、貨幣経済体制を持つすべての国において重要な役割りを演じていること、ならびにこの指数が、貨幣の購買力の一般的指標、労働協約における賃金エスカレーター、国民所得の特定構成要素の収縮期における政府の賃金政策の指針など多くの種々の目的に使用されることを観察し、

インフレーション問題が深刻かつ重要であるので、正確と考えられ、かつ各国において同一の原則にたつて計算される消費者物価の測定を行なうことが不可欠となっていることを認識し、

さらに、指数は必ずしも一般的に認められた原則によって計算されるものではないことを認識し、

消費者物価指数の問題がこれまでの国際労働統計家会議、とくに1947年の第6回会議で考慮されたが、この分野における多くの問題は依然未解決であることを想起し、

国際労働理事会が事務局につきのことを指示することを要求する。

- (1) 指数による消費者物価変動測定の理論的、実際の側面を研究すること、その際特に価格収集の諸問題、たとえば、あらゆる支出のタイプに対して一つの価格を定義すること、季節的価格変動、店舗および品目の選定、および品目の母集団が変化した場合の適切な観察法（品質問題）—と、消費者物価指数の正確性を高めるため、価格測定と、他要因の影響の評価の分野へ、近代的統計方法を応用すること、とくに注意を払うこと。
- (2) とくに上記の問題に関連して、消費者物価指数の算定の実情に関する情報を各国から収集すること。
- (3) 次回国際労働統計家会議にこのようにして明らかとなった事項並びにそれから導かれる結論について報告すること。

4 第10回国際労働統計家会議（1962年10月）

I 消費者物価指数作成に関する専門的事項

第10回国際労働統計家会議は、

国際労働理事会によってジュネーブに招集され、1962年10月2日から12日まで会合し、

第6回国際労働統計家会議によって採択された生計費統計に関する決議を想起し、かつその中で勧告された基本的な原則が引きつづき妥当していること、とくに消費者物価

指数は本質的に消費者により支払われた小売物価水準の変動を測定するよう設計されている事実を一般的に認め、

さらに第9回国際労働統計家会議で採択された消費者物価指数に関する決議を想起し、消費者物価指数の作成に関する専門的事項に関する国際労働事務局の報告を考慮し、消費者物価の変動をより正確に測定することの必要性と、概念および方法論に関する研究の重要性とともに現在促進することが可能であり、かつ望ましいと考えられる方法と手続きの標準化をさらに進めることの利益とを認め、

1962年10月11日、つぎの決議を採択する。

1. 消費者物価指数は、価格変動を測定するという目的が理解されず、また世間の信頼をえなければ、正しい算定を行なうことはできない。それゆえ、指数算定の基礎となる概念、定義、作成方法はできるかぎり十分に記述し、その記述を一般の人が利用可能にしておく必要がある。
2. ウェイトの改定は、消費パターンが重要な変化を示すたびごとに、また指数の妥当性からみて必要とみなされたときにもひんばんに行なわねばならない。一定のウェイトが引き続き現在においても妥当するか否かを確認するためには、小売段階における販売額の統計もしくは推計、個人消費支出に関する国民経済計算のデータ、しばしば行なわれる少数のサンプルによる家計調査から、情報がえられる。
3. (1) 消費者物価指数のウェイトを提供するために行なわれる家計調査は、資金の許す限り包括的でなければならず、世帯規模、所得水準、地理的気候の差異、社会的経済的集団のほか消費パターンに関係のある要因の相違等を考慮しなければならない。
(2) 家計調査の結果は、人口の各層の支出パターンの特徴のちがいを示し、これら各層を明らかにする助けとなるように分析されるべきである。これら各層の存在が、別々の消費者物価指数の根拠となりうるのである。
(3) 家計調査は、消費される商品の種類、財およびサービスの入手先に関する情報を提供しうる、そしてその情報は価格収集組織を作るのに役立つ。
4. 国民経済計算の1項目としての個人消費支出額および小売販売高に関する、またはそのいずれか1つに関する包括的な資料を有する国においては、このような資料を全人口の総合消費者物価指数のためのウェイトを得るために利用することができる。通常えられる資料は、この目的には十分でないから、家計調査からえられる支出の詳細な資料で国民経済計算からえられる情報を補足することが必要である。
5. 継続的に標本調査が行なわれているならば、その調査はウェイトの頻繁な(年1回

を含む)改定作業に利用することができる。

6. 一時的な異常性がウエイトに及ぼす影響を小さくするため、場合によっては1年を越える期間にわたる資料にもとづいてウエイトづけを行なうことが有益である。
7. 価格を調査する商品およびサービスのリストならびに市場、小売店、サービス事業所、その他価格資料が入手される場所のリストは、指数作成の対象となる各人口集団(全人口を含む)の消費を代表する物価指数を作成するに足るほど包括的でなければならない。
 8. (1) 消費者物価指数の精度は、ほとんど大部分は収集される価格資料の精度によるもので、サンプル誤差と回答誤差もしくは手続き上の誤差の両方に左右される。精度はまた、調査される品目および採取された価格の標本に依存する。

誤差の出所を見分け、それをなくするようにするため、あらゆる実行可能な措置をとらなければならない。
 - (2) 都市もしくはは地区、居住単位、店舗、価格を調査する品目の標本は、それらがあらかず母集団をできるだけ代表するものとなるよう努力が必要である。確率抽出法は、実際上むずかしい問題をふくむが、通常は価格指数の精度を高め、さらに標本誤差の推定を可能にする。
 - (3) 回答誤差もしくは手続き上の誤差を少なくする方法として、価格資料を収集し加工する標準的な方法が開発されねばならない。価格を調査する品目は、適切な銘柄規定によって確認されなければならない。価格資料は、言い値、宣伝価格、定価と区別される実際の取引価格によらなければならない。
 - (4) 標本店舗は、流通の構造や方法の変化から来る価格水準の変化をとり入れる必要があるごとにその都度選定替えされねばならない。
 - (5) 価格の調査される各種品目のリストは、これらの品目が引続き実際の購入を代表しているように、たびたび、改正されなければならない。
9. 消費者物価指数は、各時点における同一もしくは同等の品質の商品価格の比較でなければならない。この条件を満たすために感知しうる品質変化が価格比較に及ぼす影響をできるだけ少なくする努力がなされなければならない。
10. 新しい商品は消費者が受入れたとき指数にとり入れることを考えるべきである。新しい商品やサービスは、それが支出の重要で継続的な要因になるまでは指数の中にとり入れるべきでない。
11. (1) 年間のある時期に定期的に姿を消す商品をふくめて、年間において価格および

消費がかなり変動する商品処理については、個々の商品に季節的に異なったウェイトを用いることと季節的に調整された価格比を用いること、またそのいずれかを用いることが考慮されてよい。しかしこれらの処理はむずかしいものであり、その適用にはかなりの幅がある。

- (2) 物価指数の季節変動の除去について研究し、その除去をできるようにするため、季節調整係数を発展させることに注意が払われなければならない。
 - (3) きわめて短期間に、たとえば1週間もしくは1カ月で、価格が激しく変動する商品に対しては、価格調査期間中に2回ないしそれ以上価格を収集し、指数の作成にはこれらの価格の平均を用いることも考慮されなければならない。
12. 使用価額、もしくは消費価額は、耐久消費財（持家住宅以外の）のウェイトをはじめ一つの可能な方法であるが、そのような財のウェイトは、一般的には家計調査期間中に申告者である消費者による全購入価額（下取り価格分を引いた）もしくは総支出額（現金購入額および月賦支払額の両者を含む）に対応する。
13. (1) 消費者物価指数は住宅を一つの構成要素とすべきである。
- (2) 消費者物価指数の住宅成分が、借家の家賃だけをふくむようになっているところでは、そのウェイトは報告されたすべての借家人が支払った家賃の、総消費支出に対する比率であるべきである。
 - (3) 家賃の指数を、借家と持家の両方の価格要因の測定に用いるところでは、その妥当なウェイトは、報告された借家人の家賃支出と、持家の費用をふくむ家賃支出の増加分があるいは、維持費、修理費、税、水道料のような経常費やその他住居所有に伴う支出額のいずれかからひきだされうるだろう。
 - (4) ある場合、とくに持家居住が重要性をもっているばかりでなく、借家と比較できないような型の住宅であり、持家の価格および、経常費が家賃と同じような動きをしない場合には、これらの住居費を直接測定することが望ましい。
 - (5) 家賃価格は、指数集団の借家全体を代表する標本から収集されるべきである。継続的な標本からえられる資料は、家の広さ、建築年次、付帯設備、立地条件など比較が行なわれるような方法で指数に組み入れられるべきである。
14. 消費者物価指数は、消費者の財産に対する保険費用の変動を含めてもよい。この構成要素に用いられるウェイトは、支払われた賠償額を控除した保険料払い込み総額にもとづいて作成されるべきであり、その価格指標は、被保険物件の価格変動に応じて調整された火災、盗難、その他適当な種類の保険率であるべきである。

15. 消費者物価指数の計算における、概念および方法論の双方に関する多くの重要かつ複雑な問題については、国家レベルならびに国際レベルにおける継続的研究が必要とされる。とくに以下に記す場合そうである。

- (1) 品質変化の影響を除去する方法と新商品の組み入れ。
- (2) 価格および消費の季節的変動によって生ずる問題。
- (3) 住宅を含め、耐久消費財のウェイト作成と価格収集に用いられる概念と技術。
- (4) 租税の取扱い。
- (5) 利子およびある種の保険をふくめるか、除外するか。
- (6) 異なるウェイトの価格指数系列をリンクする方法。

国際労働事務局は、こういった研究および、消費者物価指数作成におけるこれらの困難な分野に関する研究および実際の経験を諸国間において交換することを奨励し促進すべきである。

IV 消費者物価指数の算定における特殊問題の一層の研究

第10回国際労働統計家会議は、

国際労働理事会によってジュネーブに招集され、1962年10月2日から12日まで会合し、

第6回国際労働統計家会議により採択された、消費者物価指数の作成に用いられる概念および作成方法に関する勧告を含む、生計費統計に関する決議を想起し、

この分野において国際労働事務局の行なった作業の価値および、とくに第9回国際労働統計家会議によって採択された決議にしたがい事務局によって行なわれ、その結果が第10回会議に提出されている研究の価値を認め、

消費者物価指数の算定の実際に関し貴重な情報が多数諸国から収集されていること、および情報を提供する国の数をふやし、また事務局が入手する諸国における実際面の詳細を事務局が利用できるようにすることが望ましいことに注目し、

またこれら統計に用いられた概念、定義、作成方法には世界を通じて今もなお多くの相違が存すること、およびこの分野においては、概念および方法論に関して未解決のまま一層の研究を必要とする重要かつ複雑な問題が今もなお多いことを認め、

消費者物価指数に関する権威あるハンド・ブックの刊行はきわめて望ましいことを考慮し、

国際労働理事会がつぎのことを国際労働事務局に指示することを求める。

(a) 諸々の国で現在行なわれている消費者物価指数作成の実際に関する情報の収集を継

続し、拡大すること。

- (b) 望ましいエキスパートの援助をえて、消費者物価指数の設定における理論上、実際上の諸問題についてできるかぎり十分な研究を行なうこと。
- (c) そういった研究によって、刊行を目的としてつぎのようなハンド・ブックを起草すること。
 - (i) 諸国において現在行なわれている消費者物価指数作成の実際をことごとく記述する。
 - (ii) この分野における概念的、方法論的諸問題を検討し、消費者物価指数の設定にあたって用いられるべき望ましい実際面に関する一連の勧告を示す。
 - (iii) かかる勧告を実行できない場合は、これに代わるものを、それぞれの長所、短所の検討を付して示す。
- (d) この作業においてなされた進歩についてつぎの国際労働統計家会議に報告すること。

【以上の資料4は、かつて労働省統計調査部『ILO国際労働統計家会議決議集第1～第10回』（1964.3）において訳され、またこのうち第6回会議の決議IIと第10回会議の決議Iとについては永山貞則『物価と家計』（一粒社）に訳されている。このうち労働省のものは脱落（省略？）が多い。関連決議全体を一括して収録するのが便利と考え、上記文献を参照しつつ改めて訳出した。原文は、第2回会議決議についてはILO "THE SECOND INTERNATIONAL CONFERENCE OF LABOUR STATISTICI-ANS" Studies and reports Series N. No. 8, 1925 のAppendix を、第6, 9, 10回決議についてはILO, "Official Bulletin" をそれぞれ参照した】